

香川県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第17号

香川県公報発行規則の一部を改正する規則

香川県公報発行規則（昭和36年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置) 第7条 略 <u>2 前項の措置は、当該措置をとった日から5年を経過する日の属する年の12月31日までの間、継続してとるものとする。</u></p>	<p>(不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置) 第7条 略</p>

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、この規則の施行の日前に改正前の第7条の規定によりとった措置にも適用する。